

# 資生堂グループ・サプライヤー行動基準

## <前文>

資生堂グループは、「美しい生活文化の創造」を企業理念として掲げ、お客さまに真に満足いただける安全で優れた商品とサービスの研究、開発、製造、販売に取り組んでいます。

同時に、取引先との関係を尊重し、お互いが高い倫理基準を持って法令に従い事業を行い、成功することを目指してきました。

資生堂グループの社員が守るべき倫理基準としては、資生堂企業倫理・行動基準（THE SHISEIDO CODE）を1997年に制定し、遵守徹底を図っています。

国連グローバル・コンパクトへの参加を契機として、取引先と資生堂グループとが同じ倫理基準を共有することを目的に、さまざまな国際的規範などを踏まえて、資生堂グループが取引先に求める倫理基準（以下「サプライヤー行動基準」と言います）を2006年に明文化しました。

資生堂グループ各社は、取引先の選定において、このサプライヤー行動基準を使用し、取引先にその遵守を求めるとともに、取引先が資生堂グループ各社との取引に関連した協力事業者にも同じ基準の遵守を求めることを期待します。

## <サプライヤー行動基準>

### 1. 人権

資生堂グループ各社は、国際的な基準等に従い人権を尊重している取引先と取引を行います。

資生堂グループ各社は、従業員の採用および処遇に関して、人種、民族、国籍、宗教、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、病気、性的指向、年齢などにより、従業員を差別しない取引先を支持します。

### 2. 法令順守

資生堂グループ各社は、取引先が事業活動を行う国や地域で適用される全ての法令を遵守している取引先と取引を行います。

資生堂グループ各社は、法令の基準よりも厳しい国際的基準や業界基準等に基づいた先進的な活動に取り組む取引先を支持します。

### 3. 労働

資生堂グループ各社は、取引先が事業活動を行う国や地域で適用される全ての労働法令を遵守する取引先と取引を行います。

具体的には、児童労働・強制労働など拘束労働の禁止、安全・清潔かつ健康的な職場の維持、従業員への最低賃金以上の賃金の支払い、労働時間に関する法令遵守、団結権の尊重などを考慮します。

### 4. 知的財産\*の保護および機密の保持

資生堂グループ各社は、取引先、資生堂グループ各社、そして第三者の知的財産の保護と機密の保持を確実にするために、必要な措置を講じている取引先と取引を行います。

資生堂グループ各社は、取引先に対して、資生堂との取引に関連した知的財産権の取得促進に加えて知的財産の侵害予防、営業秘密の識別・管理、個人情報の保護などの項目を確実に行うために、方針・手続きを持ち、従業員を教育・指導することを求めます。

\*知的財産：知的財産権（特許権、商標権、意匠権 等）および営業秘密（ノウハウ 等）

### 5. 環境保全

資生堂グループは、その事業活動を通じて、環境保全に対する積極的な姿勢を維持し、生物多様性の保全、温室効果ガス排出の抑制、省資源・リサイクル、汚染の予防など、持続可能な社会の発展に貢献するよう努めています。

資生堂グループ各社は、取引先が事業活動を行う国や地域で適用される全ての環境法令を遵守している取引先と取引を行います。

資生堂グループ各社は、取引先に対し、環境保全の重要性を認識し、資源の利用から廃棄物の管理に至るまで、生物多様性やCO<sub>2</sub>抑制など環境に配慮した経営に努めることを求めます。

### 6. 公正な商取引

資生堂グループ各社は、品質、コスト、供給能力などを総合的に判断し、取引を行います。

資生堂グループ各社は、取引先が事業活動を行う国や地域で適用される公正な取引に関する法令を遵守している取引先と取引を行います。

資生堂グループ各社は、取引先に対して、賄賂など不正な利益を目的とした贈答・接待を行わないことを求めます。

資生堂グループ各社は、不適切な贈答や接待を、受けることも提供することもしません。

### 7. 遵守状況の確認

資生堂グループ各社は、取引先がこのサプライヤー行動基準を遵守していることを確認するために、アンケート調査への回答、現地確認の受け入れ、関連資料や記録の提出、取引先の責任者の署名等を要請することがあります。

2010年5月改訂

なお、資生堂グループ・サプライヤー行動基準は、必要に応じて内容の改訂を行います。最新版については、資生堂webサイト上で公開しておりますのでご確認ください。